平成２１年（フ）第２５９号
山口県防府市桑南１丁目３番29号
債務者　天野　栄子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
山口県防府市岸津１丁目５番１号
債務者　田中　恭子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
山口市小郡上郷1500番地113　円座市営住宅Ｄ棟646号
債務者　竹本　　博
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８３８号
熊本市長嶺西２丁目６番３号
債務者　木原勇次郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９２７号
熊本市保田窪１丁目３番18号
債務者　塩貝　亜希
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２５号
和歌山市井ノ口562番地　千旦団地２―４―32
債務者　深野　康代
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１７３号
栃木県佐野市奈良渕町333番地30
債務者　木口　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第７０８号
愛知県豊田市市場町両毛603番地５
債務者　虎澤　弘子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６２７号
横浜市金沢区谷津町263番地　加藤ハイツ103
債務者　田中　正光
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２８号
横浜市金沢区谷津町263番地　加藤ハイツ103
債務者　田中　友美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６５９号
横浜市中区弥生町３丁目26番地　ニューライフ横浜大通り公園304号室
債務者　菱沼　孝二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８１１号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目３番12―303号
債務者　松崎　雅志
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２０号
横浜市泉区岡津町2777番地10　グランシャリオ緑園都市209号
債務者　大田　　修
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２１号
横浜市泉区岡津町2777番地10　グランシャリオ緑園都市209号
債務者　大田　静香
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４１４号
大阪府茨木市天王２丁目４番15号
債務者　井上八千代
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８８号
大阪市中央区東心斎橋１丁目８番30―103号、住民票上の住所大阪府堺市西区草部303番地35
債務者　神戸　信一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部